

営業時間短縮協力金のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、栃木県は、以下の地域の飲食店の皆様に、営業時間短縮（営業時間は5時から20時まで、酒類の提供は11時から19時まで）への御協力をお願いしました。

この要請に応じた事業者に対し、協力金を支給します。

対象地域

宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、真岡市の7市

対象期間

令和3年8月2日(月)20時～令和3年8月22日(日)24時までの全21日間

対象店舗

通常20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業していた飲食店

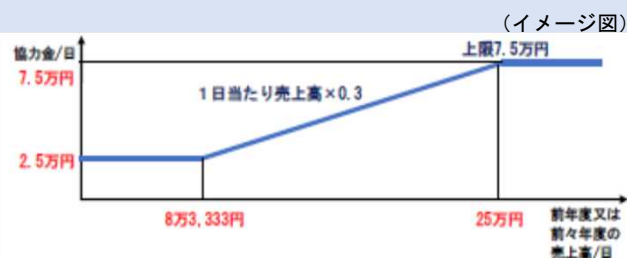
※下記の店舗等は営業時間短縮要請の対象外です。

- ・テイクアウト専門店、イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストア、キッチンカー
- ・自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）
- ・ホテルや旅館において宿泊客のみに飲食を提供する場合
- ・不特定多数が出入りすることができない場合 等

1日当たりの協力金額

○個人事業主・中小企業【売上高方式】

1日当たりの売上高	1日当たりの協力金額
8万3,333円以下	2.5万円
8万3,333円超～25万円以下	1日当たりの売上高×0.3
25万円超	7.5万円



○大企業【売上高減少額方式】 ※中小企業等も選択可

- ・ 1日当たりの売上高減少額×0.4

(上限)

20万円 又は 1日当たりの売上高×0.3のいずれか低い額

※1日当たりの売上高＝前年又は前々年の8月の売上高÷31

※1日当たりの売上高減少額＝（前年又は前々年の8月の売上高－令和3年8月の売上高）÷31

※売上高とは、「飲食業の売上高」とし、消費税及び地方消費税を除いた額とします。

申請方法

○申請受付期間：令和3年8月12日（木）～令和3年9月30日（木）

○申請方法

インターネット又は郵送を予定しています。
準備ができ次第、ご案内します。

○申請書配布先【8月6日（金）から配布予定】

- ・県庁本館2階県民プラザ及び各県民相談室
- ・対象地域の市役所
- ・宇都宮市の地区市民センター・出張所・市民活動センター
- ・対象地域の各商工会議所・商工会及び中小企業団体中央会

※平日は、各窓口の業務時間内での配布となります。

※土日祝日はバンパ出張所で午前10時から午後7時までの配布となります。

申請要件

- 1 対象地域内に対象店舗を有すること。
- 2 対象店舗に係る食品衛生法に基づく営業許可証（飲食店及び喫茶店に係る許可に限る。）に記載されている営業者であること。
- 3 令和3年7月29日より前に、必要な許認可等を取得し、対象店舗において営業の実態があること。また、当該許可の有効期限が令和3年8月22日以降であること。
- 4 対象店舗において、通常20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていた事業者が、対象期間の全期間5時から20時までの間に営業時間を短縮（休業を含む。）すること。
- 5 酒類を提供する店舗においては、酒類の提供時間を11時から19時までの間とすること。
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- 7 「新型コロナ感染防止対策取組宣言」を行い、「取組宣言書」等を掲示していること。
- 8 「『新型コロナ感染防止対策取組宣言』飲食店のチェックシート」に従って感染防止対策の徹底を図るとともに、店舗内の従業員の目に触れやすい位置に提示していること。
- 9 「会話する＝マスクする（カイワスルハマスクスル）」運動に賛同し、チラシを店舗内の利用者の目に触れやすい位置に提示していること。
- 10 営業時間短縮要請に応じた店舗として、店名等を公表することに同意すること。



お問い合わせ先

栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金コールセンター【8月3日開設予定】

（電話番号）028-651-3707

（受付時間）午前9時から午後5時まで（土日・祝日も受け付けしています。）

申請書類等詳細については、栃木県ホームページをご確認ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/4thkyoryokukin.html>

